(仮称)ドン・キホーテ屋島店・ゲオ屋島店 (No.1365)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和7年7月25日 香川県知事 池田 豊人

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所		名 称 大和ハウスリアルティマネジメント株式会社 住 所 東京都千代田区神田三崎町三丁目3番21号 代表者 伊藤 光博 名 称 有限会社明生興産 住 所 高松市高松町2578番地1 代表者 武田 泰明		
大規模小売店舗の名称及び所在地		名 称 (仮称)ドン・キホーテ屋島店・ゲオ屋島店 所在地 高松市高松町字斉田 2550番 50 外		
大規模小売店舗において小売業を 行う者の氏名又は名称及び住所並びに 法人にあっては代表者の氏名		名 称 株式会社ドン・キホーテ 住 所 東京都目黒区青葉台二丁目 19番 10号 代表者 吉田 直樹 名 称 株式会社ゲオ 住 所 愛知県名古屋市中区富士見町8番8号 0MC ビル 代表者 村上 幸正		
大規模小売店舗の新設をする日		令和8年3月15日		
大規模小売店舗内の店舗面積の合計		$3,574 \text{ m}^2$		
大規模小売店舗 の施設の配置に 関する事項	駐車場の位置 及び収容台数 駐輪場の位置 及び収容台数 荷さばき施設の 位置及び面積 廃棄物等の保管施設 の位置及び容量	位 置 図面3建物配置図 参照 収容台数 175台 位 置 図面3建物配置図 参照 収容台数 80台 位 置 図面3建物配置図 参照 収容台数 80台 位 置 図面3建物配置図 参照 面 積 71.5 ㎡ 位 置 図面3建物配置図 参照 容 量 30.74 ㎡		
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項	大規模小売店舗 において小売業を 行う者の開店時刻	名称 株式会社ドン・ キホーテ	開店時刻 午前 0 時 00 分	閉店時刻 午後 12 時 00 分
	及び閉店時刻	株式会社ゲオ	午前9時00分	午後 10 時 00 分
	来客が駐車場を 利用することが できる時間帯	24 時間		
	駐車場の自動車の 出入口の数及び位置	位置図面3建物配置図参照 箇所数 4箇所		
	荷さばき施設におい て荷さばきを行うこ とができる時間帯	午前 6 時 00 分から午後 10 時 00 分まで		

- 2 届出年月日 令和7年7月14日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所: 香川県商工労働部経営支援課 及び 高松市創造都市推進局産業振興課

縦覧期間: 令和7年7月25日から令和7年11月25日まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(令和7年11月25日)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部 経営支援課及び高松市創造都市推進局産業振興課において当該公告の日から一月間縦覧 に供する。

(仮称)ドン・キホーテ屋島店・ゲオ屋島店 (No.1365)

記載すべき項目

- ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- イ 事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
- ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容

提出先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ